

## 仕事と介護の両立～介護離職を防ぐために～

### 仕事と介護の両立支援制度

介護休業

介護休暇

短時間勤務等の措置

所定外労働の制限

時間外労働の制限

深夜業の制限

### 短時間勤務等の措置

事業主は、利用開始日から3年以上の期間で、2回以上利用可能な措置を講じなければなりません。会社によって利用できる制度が異なります。

短時間勤務制度

フレックスタイム制度

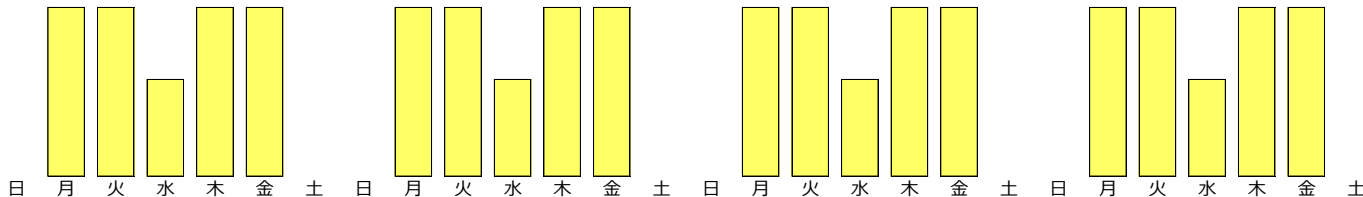
時差出勤制度

介護費用の助成措置

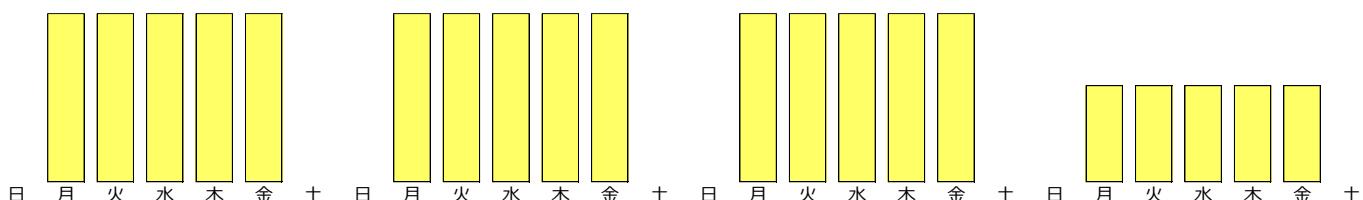
### 短時間勤務制度には、以下の種類があります。

- a 1日の所定労働時間を短縮する制度
- b 週又は月の所定労働時間を短縮する制度
- c 週又は月の所定労働日数を短縮する制度(隔日勤務や、特定の曜日のみの勤務等の制度をいいます。)
- d 労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度

○特定の曜日の所定労働時間を短縮する例 月曜日…兄、火曜日…姉、水曜日…本人、木曜日…介護ヘルパー、金曜日…家族



○特定の週の所定労働時間を短縮する例 第1週目…兄、第2週目…姉、第3週目…介護ヘルパー、第4週目…本人



【(厚生労働省)「知っておこう。介護休業制度(令和6年1月作成)」を引用し編集】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000833742.pdf>